# メロディコールご利用規約

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款、又は 5G サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）のほか、この「メロディコールご利用規約」（以下「本規約」といい、契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「メロディコール」（契約約款に定める「呼出音選択機能」をいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成します。

## 第 1 条（規約の適用）

本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

## 第 2 条（用語の定義）

(1) Xi/FOMA/5G 契約：契約約款に定める Xi 契約（以下「Xi 契約」といいます。）、FOMA 契約（以下「FOMA 契約」といいます。）、5G 契約（当社が別に定める提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する ahamo に係るもの、当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home 5G）」に規定する home 5G プランに係るもの、当社が別に定める提供条件書「料金プラン（irumo）に規定する irumo に係るもの又は当社が別に定める提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）に規定するドコモ mini に係るものを除きます。以下「5G 契約」といいます。）の総称をいいます。

(2) Xi/FOMA/5G 契約者：契約約款に定める Xi 契約者、FOMA 契約者、又は 5G 契約者(当社が別に定める提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する ahamo を選択している者、当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home 5G）」に規定する home 5G プランを選択している者、当社が別に定める提供条件書「料金プラン（irumo）に規定する irumo を選択している者又は当社が別に定める提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）に規定するドコモ mini を選択している者を除きます。)の総称をいいます。

(3) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。

(4) サービス契約者：Xi/FOMA/5G 契約者のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。

(5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト ＜https://www.docomo.ne.jp/service/melody_call/＞（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。

(6) 設定サイト：サービス契約者が本サービス楽曲の購入及び設定を行う当社の本サービス専用のインターネットウェブサイト ＜https://melodycall.smt.docomo.ne.jp/＞（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。

(7) IP 運営サイト：本サービス楽曲の利用を有料で許諾する者（以下「楽曲提供者」といいます。）

が運営する、本サービス楽曲に関する情報を掲載したインターネットウェブサイトをいいます。

(8) 対応端末：サービス契約者が本サービスを利用することができる自営端末設備として、当社が別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

(9) 本サービスアプリ：本サービス専用のアプリケーションソフトウェアをいいます。なお、本サービスアプリを使用しなくても、設定サイトより設定を行うことで本サービスをご利用になれます。

(10) アプリ使用条件：当社が本サービスアプリの使用条件として別途定めるものをいい、本サービスアプリのインストール時に表示されるものをいいます。

(11) 本サービス楽曲：サービス契約者が設定サイトを通じて、サービス契約者の Xi/FOMA/5G 契約にかかる契約回線（利用契約の申込みを行った契約回線を指すものとし、以下「対象契約回線」といいます。）に対する発信があった場合に、発信者側に聞こえる呼出音（以下「呼出音」といいます。）に設定できる楽曲をいい、本サービスアプリ及び本サービスを通じてサービス契約者に提供されるその他の情報と併せて「本サービス楽曲等」といいます。

(12) 基本契約番号：マルチナンバー（当社が別途定める「FOMA サービス契約約款」に定める「複数番号機能」をいいます。以下同じとします。）の契約者回線における契約者識別番号をいいます。

(13) 付加番号：当社がマルチナンバーの提供のために FOMA 契約者に付与した基本契約番号以外の番号のことをいいます。

(14) ベーシックコース：サービス契約者が本サービスを利用する場合に、楽曲提供者が利用許諾を行う楽曲の中から本サービス楽曲を選択するコースをいいます。

(15) エンジョイコース：サービス契約者が本サービスを利用する場合に、楽曲提供者が利用許諾を行う楽曲の中から毎月 3 曲の本サービス楽曲を選択することができるコースをいいます。

第 3 条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、本サービスアプリのバージョン、サービス契約者の契約状態又はサービス契約者の対象契約回線の利用状況等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

   (1) 対象契約回線に対する発信があった場合に、設定サイトにて設定した本サービス楽曲を呼出音として設定できる機能。

   (2) 対象契約回線に対する発信があった場合に、発信者の電話番号（以下「発信者番号」といいます。）ごとに、それぞれ別の本サービス楽曲を呼出音として設定することができる機能（以下「My 電話帳」といいます。）。この場合、設定サイトにて、該当の発信者番号及び本サービス楽曲を登録する必要があります。

   (3) 対象契約回線に対する発信があった場合に、全ての発信者番号の呼出音を任意の本サービス楽曲に設定できる機能（以下「My 通常音」といいます。）。この場合、設定サイトにて、該当の本サービス楽曲を My 通常音として登録する必要があります。

(4) 対象契約回線に対して、当社の VoLTE／VoLTE（HD+）に対応した端末から Xi サービス（Xi サービス契約約款により提供される電気通信サービスを指します。）又は 5G サービス（5G サービス契約約款により提供される電気通信サービスを指します。）を利用した発信があった場合に、呼出音を設定サイトにて設定した当社が別に指定する高音質の本サービス楽曲（AM ラジオから FM ラジオ相当の音質を有するものとし、以下「高音質メロディコール」といいます。）にできる機能。

2. WORLD WING サービス（当社が別途定める「WORLD WING のご利用にあたって」に規定するものをいいます。以下同じとします。）利用による発信・着信の場合等、発信側の事業者や接続する事業者によっては、呼出音として本サービス楽曲を流すことができない場合があります。
3. WORLD WING サービス利用時は、設定サイトへのアクセス及び本サービス楽曲の試聴・購入はできません。
4. サービス契約者が使用する対応端末の機能制限やフィルタリングの設定によって、設定サイトへのアクセス及び IP 運営サイトへのアクセスを制限され、本サービス楽曲の購入や設定ができない場合があります。
5. テレビ電話又はビデオコールによる着信の場合は、呼出音として本サービス楽曲を流すことはできません。
6. 第 4 条に基づき利用契約が成立した時点で、対象契約回線に対する発信があった場合の呼出音の初期設定として当社所定の本サービス楽曲（以下「初期楽曲」といいます。）が自動的に設定されます。初期楽曲は定期的に変更され、呼出音が初期楽曲に設定されている場合、当該初期楽曲の定期変更に伴い、呼出音として設定中の本サービス楽曲も変更後の初期楽曲に自動的に再設定されます。
7. 対象契約回線でマルチナンバーを利用されている場合、基本契約番号に対して発信があった場合には、呼出音として本サービス楽曲を流すことができますが、付加番号に対して発信があった場合には本サービス楽曲を流すことはできません。
8. 対象契約回線に対して発信者番号非通知による発信があった場合は、呼出音として My 通常音が流れます。
9. 対象契約回線において転送でんわサービス（当社が別途定める「転送でんわサービス利用規約」に規定するものをいいます。以下同じとします。）を利用されている場合、本サービス楽曲の呼出音としての利用可否は転送ガイダンスの設定有無、転送先の電話回線の種類、転送先の電話回線における本サービス楽曲の設定の有無により異なります。
10. サービス契約者は、自らが使用する対応端末が当社の VoLTE／VoLTE（HD+）に対応した端末であるか否かにかかわらず、呼出音として高音質メロディコールを設定できますが、サービス契約者(着信側)の呼出音として高音質メロディコールが設定されている場合でも、対象契約回線に対する発信が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、従来の音質（固定電話相当の音質を指します。）の本サービス楽曲が呼出音として流れます。

    (1) FOMA（3G）圏内において発信された場合

(2) 当社の VoLTE／VoLTE（HD+）に対応した端末以外（他社ケータイ・固定電話含みます。）から発信された場合

11. 対象契約回線にかかる Xi/FOMA/5G 契約の電話番号変更（契約約款に定める「契約者識別番号の変更」をいいます。以下「電話番号変更」といいます。）を行なった場合、当該対象契約回線の呼出音として設定されている本サービス楽曲のリスト（以下「楽曲リスト」といいます。）及び My 電話帳等の設定は消去されます。これらが消去されたままの状態で電話番号変更の翌月を迎えた場合、第 4 条に定める楽曲利用契約は自動的に解約となります。
12. サービス契約者がご利用中のコースをエンジョイコースからベーシックコースに変更した場合、楽曲リストの設定及び一時停止の設定等は消去されるため再度設定等を行う必要があります。
13. 当社は、本サービス楽曲の権利上の理由等により、サービス契約者に通知することなく本サービス楽曲の提供（サービス契約者の楽曲リストに含まれる本サービス楽曲を含みます。）を終了する場合があり、この場合、当該提供を終了した本サービス楽曲を呼出音として流すことはできません。また、この場合、サービス契約者は、当社に対し本サービス楽曲の提供終了に伴う返金やサービス契約者が被った損害の賠償等は請求できないものとします。
14. 本サービスアプリは Android(TM)搭載スマートフォンのみでダウンロード可能です。
15. サービス契約者のご利用中のスマートフォンが次の各号の条件を備えている場合、第 4 条に定める利用契約が成立した時点で、本サービスアプリが自動インストールされる場合があります。自動でインストールが行われる場合、パケット通信料がかかります。
    (1) 対応端末に当社が別途提供する「docomo Aplication Manager（ドコモアプリ管理）」アプリがインストールされていること。
    (2) sp モードに接続していること。
    (3) 対応端末に本サービスアプリがインストールされていないこと。
16. 混雑した場所等では、電波状態により本サービス楽曲の音質が変化する場合があります。
17. 本サービス楽曲の特性や発着信時の環境によっては、高音質メロディコールの音質の良さを捉えにくい場合があります。
18. 対応端末の故障により、本サービスをご利用になれないことがあります。

第 4 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する Xi/FOMA/5G 契約者（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の事前の同意を得たうえで利用契約の申込み及び本サービスの利用を行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがある場合とき。
(2) 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
(3) 申込者が第 7 条（利用料金）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) 申込者が第 6 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
(5) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
(6) 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
(7) その他、Xi/FOMA/5G 契約の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
(8) 申込者が、当社との間で契約約款に定めるデータ専用プランについて契約を締結しているとき。

4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。
5. サービス契約者は、楽曲提供者から本サービス楽曲の利用許諾を受ける場合、サービス契約者と楽曲提供者との間で楽曲利用契約（以下「楽曲利用契約」といいます。）を締結する必要があります。楽曲利用契約の成立及び解除等については、各楽曲提供者が定める規約に従うものとします。
6. エンジョイコース契約者が FOMA 契約又は Xi 契約から 5G 契約へ契約変更を行った場合、利用契約は自動的に解約となります。また、エンジョイコース契約者で、FOMA 契約又は Xi 契約から 5G 契約へ契約変更を行った場合、当社に対し利用契約解約に伴う返金やサービス契約者が被った損害の賠償等は請求できないものとします。

第 5 条（暗証番号等）

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が Xi/FOMA/5G 契約に基づき発行するネットワーク暗証番号（以下「暗証番号」といいます。また、「暗証番号」と併せて「暗証番号等」といいます。以下同じとします。）の入力が必要となる場合があります。又はドコモ回線 d アカウント又はドコモ回線ビジネス d アカウント（当社が別途定める「d アカウント規約」又は「ビジネス d アカウント規約」に基づき発行するドコモ回線 d アカウント又はドコモ回線ビジネス d アカウント（ドコモ回線 d アカウント（home 5G 等）及びドコモ回線ビジネス d アカウント（home 5G 等）を除くもの）をいい、以下同じとします。）による認証が必要となる場合があります。
2. 当社は、本サービスの利用において暗証番号等が入力された場合は、当社の故意又は過失による場合を除き、当該入力がサービス契約者以外の第三者によって実施された場合であっても、全てサービス契約者自身により入力されたものとみなします。サービス契約者は、暗証番号等を善良なる

管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。暗証番号等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

3. 暗証番号等が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 6 条（禁止事項）

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき Xi/FOMA/5G 契約者に課せられる義務に違反する行為又はそのおそれのある行為のほか、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

(1) 暗証番号等を不正に使用する行為
(2) 本サービス楽曲等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービス楽曲等を第 16 条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
(3) 本サービス楽曲等について、改変若しくは改ざんを行う、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
(4) 本サービス楽曲等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
(5) 当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為
(6) その他、本サービスアプリを、アプリ使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為

第 7 条（利用料金）

1. 本サービスの利用にかかる料金（「利用料金」といいます。）は、以下の各号のとおりとします。
   (1) ベーシックコース：基本料金の月額 110 円（税込）
   (2) エンジョイコース：基本料金の月額 110 円（税込）及び楽曲利用料の月額 110 円（税込）を合計した月額 220 円（税込）
2. 本サービスの一時停止設定をされた場合でも、利用契約を解約しない限りは本サービスに係る利用料金は発生します（楽曲リストの設定を解除しない場合は、楽曲提供者から利用許諾を受けた本サービス楽曲の利用料金も含みます。）。
3. サービス契約者は、楽曲提供者から本サービス楽曲の利用許諾を受けた場合、楽曲利用契約に基づき、前項に定める利用料金とは別に、毎月本サービス楽曲ごとの料金（以下「楽曲利用料」といいます。）を楽曲提供者にお支払いいただく必要があります（一部無料で本サービス楽曲として設定できるものもあります。）。楽曲利用料のお支払いについては、当社が別途定める「ｉモードご利用規則」（以下「ｉモードご利用規則」といいます。）又は「sp モードご利用規則」（以下「sp

モードご利用規則」といいます。）に定めるとおりとします。なお、月の途中で楽曲利用契約を締結されても楽曲利用料の日割り計算は行いません。

4. 楽曲提供者から利用許諾を受けた本サービス楽曲を利用する場合、当該楽曲を楽曲リストに登録する必要があり、楽曲リストに登録した時点で楽曲利用料の課金が開始されます。本サービス楽曲を楽曲リストに登録している限り毎月楽曲利用料がかかります。また、各本サービス楽曲が、当月中に他の本サービス楽曲による上書き若しくは削除がなされることにより楽曲リストに登録されていない状態で翌月を迎えた場合、又は利用契約を解約した場合は、当該本サービス楽曲に係る楽曲利用契約は自動的に解約となります。なお、当該他の本サービス楽曲による上書き又は削除がなされた本サービス楽曲について、同月内に同一の本サービス楽曲を再度楽曲リストに登録した場合は、1 か月分の楽曲利用料がかかります。
5. 本サービスを利用するには、別途 i モード（ i モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）又は sp モード（sp モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）の利用にかかる契約を締結する必要があります。 i モード及び sp モードのご利用には、本サービスの利用にかかわらず、 i モードご利用規則又は sp モードご利用規則の各規定に基づく i モード又は sp モードの利用にかかる料金が別途発生し、本サービスの一時停止設定をされた場合も同様となります。
6. i モードご利用規則に基づく i モードの利用にかかる契約（以下「i モード契約」といいます。）又は sp モードご利用規則に基づく sp モードの利用にかかる契約（以下「sp モード契約」といいます。）を解約した場合、当該解約の時点をもって利用契約及び楽曲利用契約も自動的に解約となります。ただし、次の各号に定める事項のいずれかに該当するときは、利用契約及び楽曲利用契約は継続し、楽曲リストに登録されている各本サービス楽曲について引き続き楽曲利用料が発生します。
   (1) 同一の対象契約回線につき、i モード契約の解約と同時に sp モード契約を締結するとき。
   (2) 同一の対象契約回線につき、i モード契約と sp モード契約の双方を締結している場合において、i モード契約又は sp モード契約のいずれか一方の契約のみを解約したとき。
7. サービス契約者は、毎月の利用料金を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに、契約約款に基づく Xi サービス、FOMA サービス、又は 5G サービスの料金（以下総称して「Xi/FOMA/5G 料金」といいます。）と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、Xi/FOMA/5G 料金にかかる契約約款の定めを準用するものとします。
8. 利用契約の成立日又は終了日が月の初日以外の場合、それぞれの月の利用料金は、日割計算によって得た額とします。なお、利用契約の成立及び終了（利用料金の課金開始又は利用料金の課金終了の時期）は、本サービスの申込み又は本サービスの解約のお手続き完了時となり、本サービス楽曲の設定・解除時ではありません。
9. サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 6 項に定める方法により支

払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。

10. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
11. Xi/FOMA/5G 契約を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
12. 本サービスの利用（本サービス楽曲の試聴等を含みます。）にあたっては、別途ご利用の通信サービスに応じた通話料及び通信料がかかります。また、i モード又は sp モード経由での楽曲利用契約の締結又は呼出音としての設定などには別途契約約款に定めるパケット通信料が発生しますが、i モード経由での設定サイトの利用には、契約約款に定めるパケット通信料はかかりません。
13. 対象契約回線にかかる Xi/FOMA/5G 契約において利用契約を初めて締結するサービス契約者は、次項又は第 15 項の適用を受けている場合を除き、当該利用契約を締結した日から起算して 31 日間（以下「本サービス無料期間」といいます。）は、利用料金の支払いを要しないものとしますが、当該無料期間中に FOMA 契約の解除と同時に新たに Xi 契約を締結した場合は、当該契約変更手続が完了した時点をもって本サービス無料期間が終了し、その翌日以降は利用料金が発生します。
14. サービス契約者が、対象契約回線にかかる Xi/FOMA/5G 契約について、キャッチホン（当社が別途定める「キャッチホン利用規約」に規定するものをいいます。以下同じとします。）、転送でんわサービス、留守番電話サービス（当社が別途定める「留守番電話サービス利用規約」に規定するものをいいます。以下同じとします。）及び本サービス（以下総称して「オプションパック」といいます。）の提供を同時に受けるときは、ハーティ割引（当社が別途定める提供条件書「ハーティ割引」に規定するものをいいます。）の適用を受ける場合を除き、オプションパックの利用にかかる料金（オプションパックに含まれる各サービスの利用にかかる月額の料金を指すものとします。以下同じとします。）の合計額から 200 円割引します。ただし、キャッチホン、転送でんわサービス、留守番電話サービス又は本サービスのいずれかが解約されたときは、オプションパックの提供を同時に受けていた日数に応じて、当該割引額を日割りします。
15. サービス契約者が、対象契約回線にかかる Xi/FOMA/5G 契約について、オプションパック及び i モード又は sp モードの提供を初めて同時に受けることとなったときは、前項の規定にかかわらず、オプションパックの利用にかかる料金について、当該初めて同時に提供を受けることとなった日から起算して 31 日間（以下「オプションパック無料期間」といいます。）は、その支払いを要しないものとします。ただし、キャッチホン、転送でんわサービス、留守番電話サービス又は本サービスのいずれかが解約されたときは、当該解約手続が完了した時点をもってオプションパック無料期間が終了し、その翌日以降はオプションパックの利用にかかる料金が発生します。
16. サービス契約者は、対象契約回線にかかる Xi/FOMA/5G 契約について、隔月にて、ひと月あたり 1 曲の本サービス楽曲を、同月内に限り、楽曲利用料の支払いを要することなく呼出音に設定することができるものとし（当該機能により呼出音に設定した本サービス楽曲を以下「お試し楽曲」とい

います。）、お試し楽曲として設定した本サービス楽曲の設定解除を、当該お試し楽曲として設定した月（以下「お試し楽曲設定月」といいます。）内に行わない場合、お試し楽曲設定月の翌月以降は当該本サービス楽曲の楽曲利用料がかかります。お試し楽曲設定月の翌月は、お試し楽曲の設定ができず、お試し楽曲設定月の翌々月まで設定できません。

第８条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取扱いについて、別途「NTT ドコモ　プライバシーポリシー」において公表します。

第９条（サービスの利用停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社の選択により、利用契約を解約することなく、本サービスの全部又は一部の機能の利用を停止することができるものとします。
   (1) 利用料金又は楽曲利用料その他の当社に対する債務をその支払期限を経過してもなお、お支払いただけない場合(利用料金等その他の債務にかかる当社の債権を請求事業者に譲渡した場合であって、同社へのお支払いがないときを含みます。)
   (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する、又は侵害するおそれのある行為を行ったことが判明した場合
   (3) 他のサービス契約者、第三者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える、又はそのおそれがある行為を行ったことが判明した場合
   (4) 本サービスの運営を妨げる行為を行ったことが判明した場合
   (5) その他犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、違法な行為、公序良俗に反する行為又はそれらのおそれがある行為を行ったことが判明した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由及び中止をする日を当社が適当と判断する方法によりサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にサービス契約者に通知又は周知することなく、本サービスの全部又は一部の機能の提供を中断又は停止することができるものとします。
   (1) 本サービスにかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
   (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの運営ができなくなった場合
   (3) 本サービスにかかるシステムの障害等により、本サービスの運営ができなくなった場合
   (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合
   (5) 楽曲提供者等からの申し出があった場合
   (6) その他当社が運用上又は技術上本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

4. 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービス楽曲並びに本サービスの内容（本サービスで提供される各種情報を含みます。）及び仕様を変更することができるものとします。

第 10 条（サービス契約者が行う利用契約の解約）
サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第 11 条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が第 6 条（禁止事項）に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 12 条（利用契約の終了）
1. サービス契約者と当社との間の本サービスにかかる Xi/FOMA/5G 契約が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用になることはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

第 13 条（損害賠償の制限）
1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規約において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第 14 条（本サービスアプリの契約不適合）
当社は、本サービスアプリに利用契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます。）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、利用契約に定める内容に適合する本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの契約不適合を修補するよう努めますが、その実現を保証するものではありません。当社が本サービスアプリの修補を行った場合、サービス契約者は、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

第１５条（通知）
1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により

行うことができるものとします。

(1) サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

(2) サービス契約者が利用する sp モード電子メール若しくは i モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則若しくは i モードご利用規則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメール若しくは i モードメールを指します。）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知

(3) その他当社が適当と判断する方法

2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。

3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第１６条（知的財産権等）

本サービスに関連して、又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される本サービス楽曲等にかかる著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービス楽曲等を使用することができるものとします。

第１７条（残存効）

利用契約が終了した後も、第 7 条（利用料金）、第 8 条（個人情報）、第 13 条（損害賠償の制限）及び第 21 条（契約約款の適用）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第１８条（規約の変更）

当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

第 19 条（Xi/FOMA/5G 契約の名義変更）

対象契約回線にかかる Xi/FOMA/5G 契約について、契約約款に基づく名義変更（契約約款に定め

る「名義変更」をいい、本条においては三親等以内の家族間での名義変更を除きます。）があった場合は、第 12 条（利用契約の終了）に基づき利用契約は終了し、利用契約に基づくサービス契約者の権利及び義務は名義変更後の Xi/FOMA/5G 契約者には承継されません。

第 20 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、第 1 項の定めにより本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 21 条（契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則（2025 年 6 月 3 日）

本規約は、2025 年 6 月 3 日から実施します。

又、本規約におけるビジネス d アカウントに関する規定は、当社が別途定めるビジネス d アカウント規約発効日から適用します。